

入管法に「監理措置制度」を導入することに反対する会長声明

2020年8月28日、国連人権理事会の恣意的拘禁に関する作業部会は、効果的な司法救済がなく、上限の定めのない日本の入管収容は自由権規約第9条第1項が禁じる「恣意的拘禁」に当たるとの意見を表明し、日本政府に対して、条約に適合するよう法改正を要請した。この指摘のとおり、現在の日本の収容制度は、収容に際しての事前又は定期的な司法審査なく全て法務省出入国在留管理庁（以下「入管庁」という。）の判断に委ねられ、逃亡の危険などの収容の必要性を問わない全件収容主義である上、収容期間にも上限がないなど大きな問題を抱えている。

これに先立つ2020年6月19日、法務大臣の私的諮問機関である第7次出入国管理政策懇談会「収容・送還に関する専門部会」の公表した報告書「送還忌避・長期収容の解決に向けた提言」は、こういった無期限収容などを温存する一方、長期収容問題の解消のため、いわゆる収容代替措置（解放措置）の検討を提言した。

しかし、現在、収容代替措置として議論されている「監理措置制度」（2020年11月6日自民党政務調査会法務部会における入管庁配布資料参照）は、以下のとおり、収容問題の根本的な解決にいたらないばかりか、さらなる問題を抱えている。

まず、現在議論されている監理措置制度によっても、全件収容主義が維持されており、対象者に逃亡の危険がない場合など本来なされるべきでない収容を防ぐことはできない。また、監理措置の判断は、入管によりなされ、司法の関与はない。監理措置に付するか否か入管庁の職権判断に委ねられる以上、個々の判断の中立性や公平性、透明性は確保されない。さらに、監理措置の対象とならない者については無期限収容が続くことも現状と何ら変わりがない。

このように、監理措置の導入によっても恣意的拘禁は何ら解消されない。

さらに、監理措置制度は、現在の収容制度が有する問題に加え、以下の問題をも有する。

入管庁が監理人を指定し、報告義務を課すことは、監理人を入管庁の監督下に置くことを意味し、例えば弁護士が監理人となった場合は、守秘義務違反や利益相反の問題を生じさせることになる。また、弁護士以外の支援者が監理人となる場合も、これまでの自然的情愛に基づく支援者と被支援者の関係性が、入管庁の監督権限を背景に、監理する側とされる側という、支配・被支配の関係性へと変容を迫られる。監理措置の導入は支援者らの活動のあり方にまで影響を及ぼすことになる。

このように、監理措置は入管庁の権限を拡大させる一方で、本来は入管庁が行うべき在留資格のない人に対する必要なケアにかかる負担を民間に転嫁するだけであるから、これまでのような支援者らの活動は継続困難となることが予想される。

以上のように、導入が検討されている監理措置制度は、入管庁の管理権限を強化しつつ在留外国人の生活支援や難民支援に重大な支障を生じさせるだけで、現在の収容制度が抱える問題点を何ら解消するものではない。このような法改正は、国連人権理事会の恣意的拘禁に関する作業部会の意見とは正反対の方向へと向かうものである。

当会は、方向性を誤った議論により監理措置制度を導入することに強く反対するとともに、条約と国際基準に準拠し、国連人権理事会の恣意的拘禁に関する作業部会の意見に沿った収容制度を構築し、全件収容主義を廃止して適切な収容代替措置を速やかに導入するよう求める。

2020(令和2)年12月21日
東京弁護士会会長 富田 秀実

「袴田事件」の最高裁判所差し戻し決定を受け、一刻も早い再審開始を求める会長声明

2020年12月22日、最高裁判所第三小法廷は、「袴田事件」の第二次再審請求事件について、再審開始を認めた静岡地方裁判所決定（原々決定）を取り消して再審請求を棄却した東京高等裁判所決定（原決定）を取り消し、審理を東京高等裁判所に差し戻すという決定を行った。

「袴田事件」は、1966年6月に静岡県清水市（現静岡市清水区）で放火され全焼した住宅内で味噌製造販売会社専務の一家4人がいずれも多数回刃物で刺突された遺体で発見された事件で、当時同会社の従業員であった袴田巖氏が犯人として逮捕され、強盗殺人、現住建造物放火の罪で起訴された。袴田氏は公判で自らは犯人ではないとして無罪を主張したが、起訴後に味噌製造工場の味噌タンク内から発見されたとされる血液が付着しているといういわゆる5点の衣類などの証拠に基づき、第一審の静岡地方裁判所は有罪・死刑の判決を言い渡し、1980年12月に同判決が確定した。

袴田氏の第二次再審請求に対し、静岡地方裁判所は、2014年3月27日、再審開始を決定すると共に、袴田氏に対する死刑及び拘置の執行を停止した（原々決定）。弁護団が提出した5点の衣類に付着した血液のDNA鑑定や、味噌漬け実験報告書などの新証拠を踏まえ、有罪判決の根拠となった5点の衣類は袴田氏の着用していたものでも犯行時の犯人の着衣でもなく、証拠がねつ造されたものではないかとの疑いを相当程度生じさせるという判断を下したものである。

これに対する検察官の即時抗告について、東京高等裁判所は、2018年6月11日、原々決定が上記認定の根拠としたDNA鑑定の方法について科学的原理や有用性に深刻な疑問が存在するなどとし、味噌漬け再現実験報告書についても証拠価値は低いとして、原々決定を取り消して再審請求を棄却した（原決定）。

今回の最高裁決定の多数意見は、いわゆる5点の衣類の色に関する味噌漬け実験報告書や専門家意見書の証拠価値を否定した原決定の判断について、審理を尽くさずにこれらの証拠の証拠価値について誤った評価をしたものであるとして原決定を取り消し、東京高等裁判所への差し戻しを決定した。

多数意見によって再審開始への道が開けたことは評価できるものの、2名の裁判官の反対意見は、DNA鑑定、味噌漬け実験報告書のいずれも再審を開始すべき新証拠に当たるとして、原々決定はその根幹部分と結論において是認できるというものであった。再審のための「新たな証拠」は、有罪判決の事実認定について合理的な疑いを生じしめれば足りるところ、味噌漬け実験報告書をもって、確定判決時の他の証拠と総合して考慮したとしても、かかる要件は十分に満たしていると考えられる。

再審開始を決定した原々決定から既に6年以上が経過しており、これ以上検察側の主張立証のための時間の費消を許すべきではない。そもそも、いったん再審開始決定が出されたということは、確定判決の有罪認定に対して合理的な疑いが生じたということである。

袴田氏は47年という余りに長い期間を獄中で過ごし、今なお拘禁症状に苦しんでいる。再審開始決定も東の間、2018年の原決定で再び死刑執行の可能性に晒されたことによる落胆と恐怖は想像に余りある。長い経緯をたどると、司法が一個人の人生を翻弄し続けていることから、迅速な救済が求められることは明らかといえる。

差し戻しにおいては、速やかな検察官即時抗告の棄却と、再審の開始を決定するよう強く求める。

2021(令和3)年2月5日
東京弁護士会会長 富田 秀実